

大江町公式 SNS キャラクターぷくちゃん配布イラスト素材取扱要綱

(趣旨)

第1条 この取扱要綱は、大江町（以下「町」という。）公式 SNS キャラクターぷくちゃん（以下「ぷくちゃん」という。）の配布イラスト素材を利用する場合の取扱に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) ぷくちゃん

大江町公式 SNS キャラクターのことをいう。

(2) ぷくちゃん配布イラスト素材

大江町が町公式ホームページで配布するぷくちゃんイラスト素材のことをいう。イラスト素材とはダウンロードしたものの他、スクリーンショットや動画撮影をして切り抜いたもの等も含む。

(3) 承認利用期間

ぷくちゃん配布イラスト素材を商用利用時に、配布物など利用後に形が残るものの場合、販売（頒布）期間のことをいう。ただし、SNS への投稿、動画への利用など商用利用後に継続して利益が発生するものに関しては、第7条に規定する期間とする。

(ぷくちゃん配布イラスト素材の利用)

第3条 何人もぷくちゃん配布イラスト素材を利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 町及びぷくちゃんのイメージもしくは品位を損なう、又は損なうおそれのある場合

(2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合

(3) 特定の個人、企業、団体、政党もしくは宗教団体を支援、もしくは公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が運営等に関わるイベント等で利用する場合

(5) 暴力団もしくは暴力団員またはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が利用しようとする場合

- (6) 法令もしくは公序良俗に反する、又は反するおそれのある場合
- (7) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (8) 町や町内関連企業で既に類似商品を商品化している場合
- (9) 次条第2項の規定による承諾を受けないで利用する場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その利用が著しく不相当と町長が認める場合

(利用手続き)

第4条 ふくちゃん配布イラスト素材を利用しようとする者は、町の承諾なく利用することができる。ただし、商用利用する場合（個人、法人どちらも含む）は、制作または製造を開始する以前に、ふくちゃん配布イラスト利用申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は審査の上、ふくちゃん配布イラスト素材利用承認（不承認）通知書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

3 町長は、必要があると認める時はふくちゃん配布イラスト素材の利用について条件を付すことができる。

4 ふくちゃん配布イラスト素材を利用した商品等については、完成後、速やかにこれを提出するものとする。ただし、当該商品等の提出が困難な場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(承諾内容の変更)

第5条 前条第2項の規定により、ふくちゃん配布イラスト素材利用承認通知を受けた者が、承認を受けた日から利用期間が終了するまでの間にその内容を変更しようとする時は、ふくちゃん配布イラスト素材利用内容変更申請書（様式第3号）に、必要な書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、ふくちゃん配布イラスト素材の利用内容の変更を承認するものとする。

3 町長は、第1項の規定による申請を受け、ふくちゃん配布イラスト素材利用

内容変更の承認をした時は、ぷくちゃん配布イラスト素材利用内容変更承認（不承認）通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

（利用料）

第6条 ぷくちゃん配布イラスト素材の利用料は、無料とする。

（承認利用期間）

第7条 ぷくちゃん配布イラスト素材の承認利用期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

（権利の設定等の禁止）

第8条 ぷくちゃん配布イラスト素材を利用する者（以下「利用者」という。）は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 ぷくちゃん配布イラスト素材利用の承諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

（違反等に対する取り扱い）

第10条 町長は、利用者がこの取扱要綱を遵守しなかった時、ぷくちゃん配布イラスト素材の利用の取り消し又は必要な指示等を行うことができる。

2 町長は、前項の規定により利用を取り消した時は、利用を取り消された者に対し、ぷくちゃん配布イラスト素材利用取消通知書を速やかに交付するものとする。

3 町長は、第1項の規定により利用を取り消した時、利用を取り消されたものに生ずる損害に関しては、その責めを負わないものとする。

（責任の制限）

第11条 利用者がぷくちゃん配布イラスト素材の利用によって、第三者に与えた損害又は損失について、町は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第 12 条 ふくちゃん配布イラスト素材の利用に関する庶務は、大江町総務課において処理する。

(委任)

第 13 条 この取扱要綱に定めるもののほか、ふくちゃん配布イラスト素材の利用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

大江町長 様

ぷくちゃん配布イラスト素材利用申請書

住所 〒

申請者氏名

ぷくちゃん配布イラスト素材の商用利用について、下記のとおり申請します。

商品名 (イベント・事業名)	
商品内容・利用目的 (資料別添でも可)	
販売(頒布)場所	
販売(頒布)期間	
※団体・企業の場合は下記も記載してください	
団体・企業名称	
団体・企業概要等申請者の事業内容がわかるもの (資料別添でも可)	
所在地	
電話番号	
代表者氏名	
連絡先	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	
備考	

※デザイン案、企画書等を添付してください。

様式第2号

令和 年 月 日

様

ぷくちゃん配布イラスト素材利用承認（不承認）通知書

大江町長 松田 清隆

令和 年 月 日付で申請されました、ぷくちゃん配布イラスト素材利用申請書につきまして、下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので、通知します。

記

承認 ・ 不承認

1. 商品名（イベント・事業名）

2. 販売（頒布）場所

3. 販売（頒布）期間

様式第3号

令和 年 月 日

大江町長 様

ぷくちゃん配布イラスト素材利用内容変更申請書

住所

氏名

ぷくちゃん配布イラスト素材利用に係る申請内容を変更したく、下記のとおり申請します。

1. 商品名 (イベント・事業名)

2. 変更内容
(変更前)

(変更後)

3. 変更の理由

4. 担当者名

5. 担当者連絡先

様式第4号

令和 年 月 日

様

ぷくちゃん配布イラスト素材利用内容変更承認（不承認）通知書

大江町長 松田 清隆

令和 年 月 日付で申請されました、ぷくちゃん配布イラスト素材利用内容変更申請書につきまして、下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので、通知します。

記

承認 ・ 不承認

1. 商品名（イベント・事業名）

2. 変更した内容